

令和3年3月25日(木)

令和3年第3回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第3回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、13番：砂川寛裕委員、14番：仲里敏夫委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の
順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は7件でございます。
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号1番から7番は、別紙参考資料1ページから7ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 7 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、JA 農協本所の東側十字路を北部線まで行った場所に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 8 番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、比嘉ロードパークの南側に位置し、譲受人は畜産経営で採草地の規模拡大管理です。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 10 番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、保良集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 13 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は添道集落から西辺小学校向けに位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー作栽培です。

議 長： 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 3 区推進委員をお願いいたします。

根間推進委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、宮原小学校の西側に位置し、譲受人は 20 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 2 区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、吉田集落の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 7 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 3 区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号 7 番の説明をいたします。場所は、県道國仲線の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 7 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に議案第 2 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は 4 件でございます。受付番号 8 番から 11 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号 8 番から 11 番は、別紙参考資料 8 ページから 11 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 7 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、下北公民館の北側に位置し、譲受人は機械等は兄弟の機械を使用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 5 区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、大米給油所から西辺集落向けに位置し、譲受人は 15 年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 2 区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、新城集落と吉野集落の中間の基盤整備地区に位置し、譲受人は蕎麦作栽培です。

議 長： 次に受付番号 11 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員をお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号 11 番の説明をいたします。場所は、JA 農産物集出荷場の東側に位置し、譲受人は 18 年間の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第２号中、「農地法第３条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号８番から１１番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に議案第１号中、「農地法第３条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第３条の規定による許可申請（無償移転）は４件でございます。受付番号１２番から１５番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号１２番から１５番は、別紙参考資料１２ページから１５ページの調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第２号中、「農地法第３条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号１２番から１５番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第２議案第１号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件でございます。
受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。はい、13番委員

砂川委員：

契約解除の理由の説明をお願いします。

伊良部事務局：

譲渡人と譲受人とのトラブルがあつての解除であります。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、メイクマンから北側1k mに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、大野果樹園から東側100mに位置し、譲受人は夫と一緒に機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、皆福公民館の東側250mに位置し、譲受人は30年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、大嶺公民館から新里集落向け300mに位置し、譲受人は長年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号５番から８番の説明については、事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号５番から８番の説明に関しては、参考資料等を参照して説明する。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で、お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第３号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第４議案第３号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第５議案第４号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は２件でございます。
受付番号１番と２番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は宮國集落の南西に位置し、譲受人は家族経営で軽トラ所有で、機械等については親戚の機械を借りてサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 5 区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地線向け 500 ㎡に位置し、譲受人は 30 年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 5 議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 6 議案第 5 号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は 2 件でございます。
受付番号 1 番と 2 番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 5 号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 6 議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 次に、日程第 7 議案第 6 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、4 件でございます。
受付番号 1 番から 4 番の説明をお願いいたします。

(内容省略)

以上、受付番号 1 番から 4 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第 4 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 4 7 条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査結果ならびに説明を 1 1 番委員をお願いいたします。

川満委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和3年3月10日（水）に調査員として、12番・久保委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村主事、仲間さんの7名で、日程として午前9時から午後4時20分まで現地調査、午後4時20分から40分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、3月16日の内部審査の結果、4条申請4件、5条申請8件、合計12件で調査の結果特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、狩俣集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地、公共施設等と連なった農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は市営鯖置団地の横側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の一団の例外規定の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号３番の現地調査の結果ならびに説明を１１番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号３番の説明をいたします。場所は、宮古郵便局の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第３種農地、第１種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号４番の現地調査の結果ならびに説明を１１番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号４番の説明をいたします。場所は沖縄電力変電所の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第２種農地、宅地、原野等に囲まれた１０ａ未満の周辺農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号４番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、受付番号1番から8番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番から3番の説明をいたします。場所は、添道集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の団地、集落接続の例外規定の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 番から 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、中休みのファミリーマートの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 1 種農地、一団概ね 1 0 h a 以上の集落接続の例外規定の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

久保委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、バイパス通りの JA 沖縄給油所の近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、東保育所の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、8番・喜屋武 隆委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 8番委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
では、8番委員の入室・着席を認めます。

《 8番委員着席 》

議 長： 次に受付番号 7 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 7 番の説明をいたします。場所は、伊良部結の橋学園の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 7 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 2 番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、上野線の咲美弁当の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地 1 0 h a 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

《 発言なし 》

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会：

令和3年3月25日（木）

会	長	芳	山	辰	巳
13番委員	砂	川	寛	裕	
14番委員	仲	里	敏	夫	